

○ 行政処分の書式及び事務処理要領の全部改正について（通達）

平成10年5月20日運免甲第134号
石川県警察本部長から部課署長あて

改正 平成14年5月30日運免甲達第8号
平成19年5月24日運免甲達第354号
平成21年5月18日運免甲達第12号
平成25年8月6日運免甲達第14号
平成29年3月6日運免甲達第7号

対号1 昭和56年9月7日付け発運免第515号「行政処分の書式及び事務処理要領の制定について（通達）」

対号2 平成元年12月15日付け発運免第406号「行政処分の書式及び事務処理要領の一部改正について（通達）」

運転免許の行政処分に関する交通違反並びに交通事故登録を正確に行い、運転免許の取消し及び停止等の事務を適正かつ迅速に処理するため、行政処分の書式及び事務処理を定め運用してきたところであるが、このたび、同要領を別添のとおり全部改正したので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号はこれを廃止する。

別添

行政処分の書式及び事務処理要領

第1 目的

この要領は、運転免許の行政処分に関する交通違反登録及び交通事故登録を正確かつ迅速に行い、運転免許の取消し及び停止等の事務を適正かつ迅速に処理することを目的とする。

第2 行政処分書式の適用範囲及び書式

行政処分に必要な原票の様式は、事故の種別及び法令違反の態様によって、次の区分で使用するものとする。

1 交通事故事件のうち、原票作成時において次に該当する事案

(1) 人身事故(被害者が死亡又は傷害を受けた事故をいう。)

(2) 業務上過失建造物損壊事故(道路交通法(以下「法」という。)第116条に規

定する業務上過失建造物損壊罪及び重過失建造物損壊罪の事故をいう。)

(3) あて逃げ事故(法第117条の5第1号に規定した者の事故をいう。)

別記様式第1「交通事故等行政処分登録票」の書式

- 2 交通切符適用事案(道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の実施(昭43.6.13付発交一第360号。以下「交通違反事件共用書式の実施」という。))
第三「交通切符制度の適用範囲」に規定する法令違反事件をいう。)

交通違反事件共用書式の実施別添1に規定する取締り原票(以下「交通切符取締り原票」という。)の書式

- 3 交通反則切符適用事案(交通反則切符の様式等の制定ならびに告知および交通反則告知書等の作成要領(昭45.8.18付発交指第257号。以下「反則切符等作成要領」という。))別添「反則(違反)事項・罰条欄等記載例」に記載した法令違反事件をいう。)

反則切符等作成要領に規定する取締り原票(以下「反則切符取締り原票」という。)の書式

- 4 交通点数切符適用事案(点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成の要領について(昭60.8.14付交指発第418号、運免発第348号。以下「点数切符作成要領」という。))別紙に規定する法令違反事件をいう。)

点数切符作成要領に規定する取締り原票(以下「点数切符取締り原票」という。)の書式

- 5 交通切符等(交通切符、反則切符、点数切符をいう。))適用外事案(交通事故のうち前記1(2)及び(3)に規定した事故を除く物損事故並びに違反(道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反及び自動車の保管場所の確保に関する法律違反(同法第11条第1項違反)を含む。))で、交通切符等により処理しない事案をいう。)

別記様式第2「交通切符等適用外違反用行政処分原票」の書式

- 6 重大違反唆し等及び道路外致死傷並びに危険性帯有事案(運転免許の効力の停止に関する処分量定等に関する規程(平10.3.25付石川県公安委員会規程第2号)別表第2から第8に記載した事案をいう。)

別記様式第3「重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帯有者行政処分上申書」の書式

- 7 身体障害等事案(運転免許を受けた者で法第88条第1項第2号から第4号までに規定する精神病患者、身体障害者及びアルコール中毒者等の事案をいう。))石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令(昭47.5.15付石川県警察本部訓令第18号)第30条に規定する「臨時適性検査検討対象者発見報告書」の書式

第3 原票の記載要領

1 交通事故等行政処分登録票

警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び地域課鉄道警察隊(以下「警察署等」という。)において記載すべき事項と要領は、次のとおりである。

(1) 事故登録票欄

ア ①資料区分

事故登録は「81」を○で囲むこと。

イ ②生年月日

元号については、明治生まれ「1」、大正生まれ「2」、昭和生まれ「3」、平成生まれ「4」を記入し、生年月日についてはそのまま記載する。西暦はわが国の元号に換算すること。

ウ ③性別

男性は「1」、女性は「2」を記載する。

エ ④氏名

氏名はそのまま記載すること。

オ ⑤免許証番号

(ア) 有免許者(停止中無免許及び免許外無免許を含む。)については、免許証記載の免許証番号をそのまま左詰めで記入する。

(イ) 無免許者、仮免許者、国際免許証所持者、在日米軍運転許可証所持者については空欄とする。

カ ⑥事件番号

(ア) 警察署等コード

当該事件の送致警察署等の6桁コードを記入すること。

(イ) 事件番号

a 人身事故

6桁のうち一桁目(以下「事件分類コード」という。)は「9」とし、残りは各警察署等別に一連番号を付すこと。(記載例「900001」)ただし、相被疑者があるときは、「910001」の例により記入すること。

b 業務上過失建造物損壊事故及びあて逃げ事故

事件分類コードは「0」とし、その他の記載要領は前記aによること。

キ ⑦発生日時

当該年月日時を年月日及び24時間制で記入すること。分は切り捨てとし、24時は「00」と記入する。

ク ⑧本籍・国籍等

(ア) 本籍

都道府県コードを記入する。ただし、不明の場合は「000000」を記入すること。

(イ) 国籍等

外国人に関する登録の場合は、国籍等コードを記入すること。

ケ ⑨住所

都道府県コードを記入する。

コ ⑩路線名

路線名コードを記入すること。

サ ⑪免許種別

免許の種類が一つの場合は、その免許のコード番号を、免許の種類が二つ以上の場合は最も上位にあたる免許のコード番号を記入すること。

シ ⑫違反車両

違反時の運転車両のコード番号を記入すること。

ス ⑬違反名

(ア) 次の(イ)、(ウ)及び(エ)の場合を除く事故の場合

左欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入する。違反が一つの場合は中欄及び右欄は「0000」を記入する。ただし、当該違反行為が暴走行為であるときは、右欄に暴走行為コード「0499」を記入すること。

(イ) ひき逃げ又はあて逃げ事故の場合

a 左欄にひき逃げコード「0270」又はあて逃げコード「0271」を記入すること。

b 中欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入するが、違反が一つの場合右欄は「0000」を記入する。ただし、当該違反行為が暴走行為であるときは、右欄に暴走行為コードを記入する。

(ウ) 過失建造物損壊事故の場合

a 左欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入し、違反が一つの場合は、中欄は「0000」を記入する。

b 右欄には過失建造物コード「0450」を記入する。ただし、当該事故にかかる違反行為が暴走行為であるときは、暴走行為の過失建造物損壊罪コード「0495」を記入すること

(エ) 運転殺人等、運転傷害等及び危険運転致死傷による事故の場合

a 左欄に違反コード「0440」、「0441」、「0442」、「0443」、「0444」を記入する。

b 中欄及び右欄は当該事故に係る違反点数の高い順に違反名コードを

記入し、違反名が一つの場合右欄は「0000」を記入すること。

セ ⑭事故内容

(ア) 被害種別

該当する欄の数字を○で囲む。被害種別の競合するときは、被害の大きい種別の欄の数字のみを○で囲むこと。

(イ) 被害程度

該当する欄の数字を次表により○で囲むこと。

被害種別 被害程度	死 者	傷 害	物 損
大	3名以上	重い	30万円以上
		軽い	
中	2名	治療 15日以上30日未満	5万円以上 30万円未満
小	1名	治療 15日未満	5万円未満

(注) 被害者2名以上のときは、他人に負わせた傷害の治療期間の最も長い日数を基準とする。物損のときは、他人に与えた損害の最も大きい損害額を基準とする。

(ウ) 不注意の程度

不注意の程度の「重い」、「軽い」は次の基準によって認定した上記入すること。

a 重い

当該事故が、もっぱら当該違反行為をした者の不注意によって発生した場合及び当該違反行為をした者の故意によって発生したものである場合

b 軽い

前記 a 以外の場合

なお、不注意の程度の認定にあたっては、「点数制度による行政処

分事務に関する事務処理要領」(昭44.9.4付収交二第317号)別表第2
「交通事故の不注意の程度の認定基準」により判断すること。

(2) 違反者欄

ア 氏名欄

氏名には必ずふりがなを記入すること。

イ 住所欄

住所は、現に居住している住所の番地まで正確に記載し、アパート、マンション名、部屋番号まで確実に記入すること。

電話番号は、自宅電話及び携帯電話を所持する者については携帯電話番号も記入すること。

ウ 勤務先欄

会社名、所在地を正確に記載し、電話番号も確実に記入する。

(3) 送付番号欄

事件取扱い警察署等名と原票の送付の際に使用した発出件名簿の発番号を記入し、送付年月日については、原票送付の日を記入すること。

(4) 責任者・作成者及び登録審査官・点検責任者欄

ア 登録票作成者及び責任者の各欄には、それぞれの事務にあたった者が押印すること。

イ 点検責任者、登録審査官の各欄は、運転免許課の担当者が押印する。

(5) 処分量定及び改善上の参考事項欄

行政処分上の情状意見、参考意見を記入すること。

(6) 処分事由欄

ア 傷病名、程度は診断書によること。

イ その他該当する「□」に「レ」を記入すること。

(7) 過失の内容欄

過失の内容は、当該事故に直結したものを具体的に記載すること。

(8) その他

関係資料を後日送付するときは、その予定日時を欄外に記入すること。

2 交通切符取締り原票

「道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の運用」(昭45.8.20付収交指第266号)別添第2及び第4に定める方法によること。ただし、下欄の違反登録票は前記1(1)の要領に準じて必要事項を記入すること。この場合資料区分は「61」に「-」を記入するとともに、各コードを枠内に正しく記載すること。

3 反則切符取締り原票

反則切符作成要領に定める方法によること。ただし、下欄の違反登録票は前記2の要領によること。

4 点数切符取締り原票

点数切符作成要領に定める方法によること。ただし、下欄の違反登録票は前記2の要領によること。

5 交通切符等適用外違反用行政処分原票

前記1の要領に準じて必要事項を記載すること。この場合の事件番号は単なる法令違反は「010001」、物損事故を伴う法令違反は「020001」、物損事故の相被疑者は「030001」の例によることとし、資料区分は「61」とすること。

6 重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帯有者行政処分上申書

前記1の要領に準じて必要事項を記載し、事案別に該当する「□」に「レ」を記入すること。（「□」重大違反唆し等は法第103条第1項第6号、「□」道路外致死傷は同条第1項第7号、「□」危険性帯有者は同条第1項第8号に規定する交通違反・事故をいう。）

7 臨時適性検査上申書

石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令第30条に定める方法によること。

第4 原票に添付する資料

行政処分の基礎となった違反事実の証明に必要な関係書類は別に定めるとおりであり、原則として原票に添付して送付すること。

第5 取締り原票（OCR用切符）の取扱い及び記載上の留意事項

1 取扱い上の留意事項

- (1) 取締り原票（OCR用切符）は、そのまま自動読み取り機により登録するので、折り曲げ、汚損、穴開け、水濡れ、異物の付着等があると誤登録となったり機器を破損することとなるので、取扱いに十分注意すること。
- (2) 原票を逋送で送付する場合、厚紙で挟むなど途中で折れ曲がらない措置を講ずること。また、優先登録した事件原票については、他の原票と混在しないよう区分して送付すること。
- (3) 原票に捜査報告書、実況見分調書、供述調書等の関係書類を添付する場合は、ホッチキスを使用せず、クリップ、輪ゴム等を使用すること。
- (4) 日時を異にする競合事件、逃走事件等は、違反時間の早い順に、同一時間の競合事件は、点数の高い順に編てつして送付すること。
- (5) 原票の閉じ部分は、ミシン目に沿って丁寧に取り外すこと。

2 記載上の留意事項

- (1) 取締り原票の記載にあたっては、下敷きを利用し、十分筆圧を加えて記載

すること。

- (2) 各コードは、いずれも登録に必要な必須条件であるので、誤記のないよう正確に記載すること。
- (3) 各コードの記載は、HB以上のシャープペンシルで明瞭に記載すること。
(ボールペンは使用しないこと。)
- (4) 各コードの記載は、数字記入例に示すとおりので文字で記載するとともに、枠内から絶対はみ出さないこと。
- (5) 事件の情状意見、否認状況、現場見取図その他参考事項は、別紙として報告書に記載し、原票には一切記載しないこと。
- (6) コード欄の①区分欄及び④氏名欄については、運転免許課で記載するので空欄にすること。
- (7) 原票裏面の免許種別欄等については、該当する欄全てについて確実に記載すること。

附 則（平成14年5月30日運免甲達第8号）

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日運免甲達第12号）

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日運免甲達第14号）

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日運免甲達第7号）

この要領は、平成29年3月12日から施行する。

別記様式第2

交通切符等適用外違反用行政処分原票													交通 部長	
違 反 登 録 票	①資料区分	登録	無条件登録	②生 年 月 日								首席 参事官		
		61	60	明	大	昭	平	年 月 日生						
	③性 名	男	女	④氏 名									課 長	
		1	2											
	⑤免許証番号													
	⑥事件番号	警察署コード					事件番号							
	⑦発生日時	年 月 日 時				⑧本籍・国籍等								
⑨任 所			⑩路線名						⑪免許種別					
⑫違反車両			⑬違反名											
違 反 者	ふりがな					<input type="checkbox"/> 男	年	年 月 日生				次 席		
	氏 名					<input type="checkbox"/> 女	令	(歳)						
	本 籍													
	住 所	〒												
違 反 事 実	職 業			勤務先	携帯							補 佐		
	免 許	交付	年	月	日	照	番	第	号	公	委	係 長		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
違 反 事 実	罪 名 条 項	<input type="checkbox"/> 道路交通法		<input type="checkbox"/> 道路運送車両法		<input type="checkbox"/> 同法第		条	第	項	主 任			
	日 時 場 所					<input type="checkbox"/> 同法第		条	第	項				
	内 容	<input type="checkbox"/> 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反				<input type="checkbox"/> 同法第		条	第	項				
処分量定および改善上の参考事項												係		
送付番号 (第 号)		※ 処分量定			※ 処分決定									
送付年月日 (年 月 日)		取消(欠格 年) 停止 日			取消(欠格 年) 停止 日									
登録票作成責任者		審査責任者		※ 処分番号										

